

2021年4月入学

＜追試＞

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（民法・商法）

- 注意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
 3. 受験番号（2箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
 6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
 8. この問題冊子の5～8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

民 法

〔問 題〕

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。解答に当たっては、文中に記載されている日時にかかわらず、試験時に施行されている法令に基づいて答えなさい。

I 【事実】

- 建設機械メーカーである株式会社 α の建設機械を独占的に販売していた直販業者である株式会社Aは、 α 製の2019年10月製造の建設機械（以下、「本件機械」という。）を、2020年8月30日、 β 市の建設機械販売業者である株式会社Bに代金1000万円で売却する契約（以下、「本件売買契約」という。）を締結した。
- 本件機械は製造直後からAにおいてショールームに展示されていたもので、2020年7月に新型機種が発売され型式は古くなっているが、ほとんど新品と異ならない状態であり、発売当時の市場での取引価格は1200万円であった。
- 本件売買契約においては、代金1000万円を、2020年9月から毎月月末までに50万円ずつ20回の分割払いとすること、Bが各月の支払を一度でも怠った場合、Bは直ちに期限の利益を喪失すること、代金完済までは本件機械の所有権をAに留保すること、本件機械の譲渡証明書は代金完済時にBに交付することが約定されていた。
- Aは、2020年8月31日、本件機械をBの倉庫に搬入した。Bは、本件機械の購入当初は1100万円程度で転売することを考えていたが、同年9月中旬に、資金繰りに窮したことから、 β 市において建設業を営む株式会社Cに、「特別のルートで入手した。譲渡証明書の入手は後日になるが、代金の支払は済んでいる。現金払いであれば破格の値段で提供したい。」と話を持かけた。
- 建設機械の取引においては、代金が完済されているかどうかを譲渡証明書で確認することが慣例であったが、Cは、譲渡証明書を確認することなく、Bの言を信じて購入を決意した。そこで、BとCは、2020年9月20日、本件機械の800万円での売買契約を締結し、Cはその場で代金800万円を現金で支払い、直ちに本件機械の引渡しを受けて、翌日から作業現場での使用を開始した。

[設問1] (60点)

Bは、その後も業績不振が続き、2021年6月末までに合計500万円の代金を支払ったが、同年7月末日には、Aに対する本件売買契約の分割金の支払を怠り、残債務500万円につき期限の利益を喪失した。この時点での本件機械の評価額は700万円である。AはCに対して、本件機械について、どのような請求をすることができるか。Cからの反論も想定してその当否を検討しなさい。

II 【事実】 【事実】 1から5までの後に、下記の経緯があった。

6. 建設業者である株式会社Dは、甲地の所有者であるEから甲地上の乙建物の解体と甲地の整地を依頼された。その作業のために、Dは、取引関係にあったCに頼んで本件機械を2021年3月1日から特に期間を定めることなく1か月50万円で借り受け、同日から、本件機械を使って、乙建物の解体作業を開始した。

7. ところが、乙建物の解体作業をほぼ終え甲地の整地を残す工程に移った2021年3月20日に、本件機械が故障し転倒したことから、Dは甲地上に本件機械を残したまま作業を中断してしまった。故障の原因は、Dが適切な整備も行わず過酷な使用を続けたことによる損傷にあった。Dの代表者は、そのまま夜逃げをし、行方が知れなくなっている。

8. またちょうどこの頃、Bの業績が悪化し、Bは2021年3月末の本件売買契約の分割金のAに対する支払を怠り、期限の利益を喪失した。なお、本件機械は、故障及び転倒による損傷が重大であり、故障と損傷の修理費用を差し引くとほとんど市場価値はゼロに近い状況である。

[設問2] (配点40点)

Eは、A及びCに対して、本件機械の撤去、また撤去まで甲地を使用できることによる損害の賠償を請求することができるか。A及びCからの反論も想定してその当否を検討しなさい。

商 法

〔問 題〕

次の【事実】を読んで、**問1** 及び **問2** に答えなさい。

【事実】

1. 鈴木一郎（以下、A という。）は、首都圏で「三田観光旅館」の商号を用い、個人で旅館業を営んでいた。
2. A は、2019年11月3日、東京オリンピックの観光客を当て込んで、建設業を営むX株式会社（以下、X社という。）と客室の改修工事に関する請負契約を締結した。請負代金は、6000万円とし、半額は契約時に支払い、残りの半額は引渡しの翌月末日を支払日とした。
3. 2020年3月3日に改修工事が完成し、X社からAへ引渡しを完了した。しかし、その頃から、新型コロナウィルスの感染が拡大し、かつ、東京オリンピックの延期が決定されたことから、「三田観光旅館」には宿泊予約のキャンセルが相次ぎ、経営が急激に悪化した。
4. A は、X社に対する改修工事の請負代金残高の支払日を過ぎても、債務（以下、本件債務という。）を履行していない。
5. A は、2020年6月6日、Aを発起人として、商号を「株式会社三田観光旅館」とする株式会社（以下、M社という。）を設立した。その際、Aは、設立時発行株式の全部を引き受け、現物出資として、X社に対する本件債務を除く「三田観光旅館」の営業上の権利義務（評価額3500万円）を法令の手続に従つて適法に出資した。
6. 「三田観光旅館」の営業の実態は、M社の設立の前後を通じて特に変わっていない。M社の定款によれば、M社は公開会社でない会社である。また、取締役の定員は1名であり、Aが就任している。M社の株主はAのみであり、M社の全株式の評価額は、2500万円である。
7. 2020年10月3日現在、X社は、本件工事代金を回収したいと考えているが、AにはM社の株式を除くほか、めぼしい個人資産はない。

問1 Xは、M社に対し、本件工事代金を請求することができるか。理由と共に論じなさい。

問2 問1でM社の商号が、「株式会社新三田観光旅館」であった場合は、結論は異なるか。

